

適切な意思決定支援に関する指針

1.基本方針

長久保病院は、全ての患者が、その人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、多職種から構成される医療・ケアチームで、患者とその家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者本人の意思決定が尊重された医療・ケアの提供に努める。

2.人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- 1 医師等の医療従事者は、患者に適切な情報提供と説明を行い、患者本人による意思決定を基本とした医療・ケアを進めることを原則とする。
患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、将来の医療及びケアについて繰り返し話し合いを行い、患者の意思決定を支援するプロセス(AdvanceCarePlanning:ACP)が重要である。
また本人が意思を伝えられない状態になる可能性を考慮して、患者に、家族等の信頼できる者を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことを推奨する。
これらの話し合いの過程、意思決定については、その都度、診療録や文書にまとめる。
- 2 人生の最終段階における医療・ケアの、開始や不開始、変更や中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- 3 疼痛やその他の不快症状を緩和し、患者・家族等の精神的・社会的援助を含む総合的な医療・ケアを行う
- 4 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は対象としない。

3.人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

3-1：患者本人の意思が確認出来る場合

- ・患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者より適切な情報提供と説明を行う。
その上で、患者と医療・ケアチームで十分な話し合いを持ち、患者本人の意思決定を基本とした医療・ケアの方針を決定する。
- ・時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化、等により、患者の意思が変化しうるものである事を考慮し、その都度、患者と十分な話し合いを持ち意思決定を支援する。
- ・経過の中で患者が自らの意思を伝える事ができなくなる可能性もあるため、その時の対応についても予め患者や家族等と話し合いを行う。

3-2：患者本人の意思が確認出来ない場合

- ・家族等が患者本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善である治療方針を、慎重に検討し決定する。
- ・家族等が患者本人の意思を推定出来ない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と十分に話し合い決定する。
- ・時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者を取り巻く環境の変化、等に応じてこのプロセスを繰り返し行う。
- ・家族と医療・ケアチームが判断困難な場合は、病院管理者や多職種において、その方針を審議する。

3-3：考慮すべきこと

- ・家族とは、患者が信頼を寄せ、人生の最終段階の患者を支える存在であるという趣旨であり、法的な意味の親族関係だけを意識せず、より広い範囲の親しい友人も含み、複数人存在することも考えられる。
- ・家族等が意思決定出来ず、医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームが治療方針の妥当性、適切性を判断して、患者にとっての最善を選択する。
- ・その際は家族等から、患者のこれまでの人生観や価値観、どのような医療・ケアを望んでいたのか等の情報を聴取し、患者の意思を推測する。

4.認知症等で自ら意思決定することが困難な患者の意思決定支援

障害や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し、家族等と医療・ケアチームで話し合い、最善と思われる方針の決定に努める。

- ・ここにおける認知症とは、認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人も含まれる。
- ・患者のその時々意思決定能力の状況に応じて支援する。
- ・自ら意思決定できる早期の段階で患者や家族等と話し合い、先を見越した支援を繰り返し行う。

5.身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、厚生労働省の「身寄りが無い人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に支援する。

- ・身寄りがいない人には、家族や親類への連絡が付かない人、家族の支援が得られない人も含まれる。
- ・患者の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、これまでの社会的背景等を考慮し、介護福祉サービスや行政とともに、早期から継続した支援を行う。

6.複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記3.4.5において、以下の場合については、病院管理者や多職種との話し合いの場を設置し、その方針についての検討及び助言を得る。

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により、医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・患者と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当且つ適切な医療・ケアの内容について同意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合

7.参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 厚生労働省2018年3月改正
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン 厚生労働省2018年6月
- ・身寄りが無い人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン 研究代表者 山縣然太郎